

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-----|------|-------|
| 都道府県名 | 佐賀県 | 市町村名 | 吉野ヶ里町 |
|-------|-----|------|-------|

| | |
|-----------------|---|
| 計画期間 | 平成 21 年 7 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日 |
| 消費者行政活性化の方針 | <ul style="list-style-type: none">・ 近年増加している高齢者の悪徳商法被害者の防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する。・ 相談内容の充実を図るとともにより高度で専門的な相談にも対応できる体制を整備する。・ 以上の取組を通じ、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活に関する相談を受け止める体制を強化し、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | <ul style="list-style-type: none">・ 弁護士や国民生活センターの相談員を講師として招き、担当職員、相談員を対象とした研修を開催（平成 21 年度 ~ 23 年度）・ 司法書士の配置により高度な専門相談への対応を強化するとともに相談員の育成やレベルアップを図る（週 1 日、2 時間、平成 21 年度 ~ 23 年度） |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | なし |
| その他特記事項 | |

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-----|------|-----|
| 都道府県名 | 佐賀県 | 市町村名 | 基山町 |
|-------|-----|------|-----|

| | |
|-----------------|--|
| 計画期間 | 平成 2 1 年 5 月 1 日 ~ 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 |
| 消費者行政活性化の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口を強化するために、平成 2 3 年度内週 2 日の開設とする ・ 相談内容の充実を図るため、県で実施する消費生活相談に関する研修に相談員を参加させるなど相談員のレベルアップを図る。 ・ 消費生活相談窓口の強化を図るため、鳥栖市と連携してこれらの市町の住民を対象とした消費生活相談を開始する。 ・ 消費者被害の防止を図るとともに、消費生活に関する相談を受け止める体制を強化し、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な消費生活相談窓口の開設（平成 2 3 年度） ・ 消費生活相談日を週 1 日開設する（平成 2 1 年度） ・ 消費生活相談日を週 2 日開設する（平成 2 2 年度） ・ 消費生活相談員の研修参加支援によるレベルアップ ・ 国民生活センターによる専門相談員の巡回訪問の受入れによる担当職員及び消費生活相談員への O J T 実施（平成 2 2 年度 ~ 平成 2 3 年度） ・ 高齢者の悪徳商法被害を防止するため啓発の強化 |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 2 1 年度より相談員の報酬を向上させる。 ・ 平成 2 1 年度より相談員の研修参加の旅費を支給する。 |
| その他特記事項 | |

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-----|------|-----|
| 都道府県名 | 佐賀県 | 市町村名 | 上峰町 |
|-------|-----|------|-----|

| | |
|-----------------|--|
| 計画期間 | 平成21年5月1日～平成24年3月31日 |
| 消費者行政活性化の方針 | <ul style="list-style-type: none">・他町と連携した消費者相談窓口の公報周知を拡充し、地域の住民が相談しやすい環境づくりを図る。・消費者相談窓口における相談件数を勘案して窓口強化を図る。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | <ul style="list-style-type: none">・町広報誌への相談啓発及び周知の掲載 |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | ・なし |
| その他特記事項 | |

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-----|------|------|
| 都道府県名 | 佐賀県 | 市町村名 | みやき町 |
|-------|-----|------|------|

| | |
|-----------------|--|
| 計画期間 | 平成21年7月1日～平成24年3月31日 |
| 消費者行政活性化の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の機能を円滑に行うために、必要な体制の整備を行う。 ・消費者トラブルを未然に防止するため、悪質商法や消費者保護の制度についての広報・周知を図る。 ・消費生活相談についての周知・啓発事業を図った上で、住民のニーズを把握し、相談窓口の拡大、充実を検討していく。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談を円滑に行うための事務用機器（パソコン）の設置 (平成21年度) ・相談業務の適切な対応を図るための執務参考資料の購入 (平成22年度) ・消費者行政の充実のため、よりわかりやすい啓発用パンフレットを作成し全戸に配布する。(平成21年度) ・被害にあう可能性が高い若年者、高齢者等が集まる機会に、説明会等を行い啓発の強化を行う。(平成21年度～) ・消費生活相談の状況を確認した上で、相談窓口の拡大を行う。 |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | 相談に必要な機材等の充実を図り、円滑な窓口業務が実施できるよう取り組みを行う。 |
| その他特記事項 | |

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-----|------|-----|
| 都道府県名 | 佐賀県 | 市町村名 | 玄海町 |
|-------|-----|------|-----|

| | |
|-----------------|---|
| 計画期間 | 平成 21 年 5 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日 |
| 消費者行政活性化の方針 | <ul style="list-style-type: none">・ 被害に遭わないように住民への広報を強化する。・ 特に、高齢者の被害の防止を中心とした啓発を強化する。・ 相談窓口開設の回数を増やす。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | <ul style="list-style-type: none">・ 月 1 回の窓口設置回数を、月 2 回とする。(平成 21 年度内)・ 町広報誌に啓発等の記事を掲載する。・ 各種団体(老人クラブ・婦人会等)の会合において、啓発講演会等を実施する。 |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | なし |
| その他特記事項 | |

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 都道府県名 | 佐 賀 県 | 市町村名 | 有 田 町 |
|-------|-------|------|-------|

| | |
|-----------------|---|
| 計画期間 | 平成21年7月1日～平成24年3月31日 |
| 消費者行政活性化の方針 | <ul style="list-style-type: none">・消費生活相談窓口を強化するため、平成23年度までに相談窓口を週2日開設する。・消費者被害の防止を図るとともに、消費生活に関する相談を受け止める体制を強化し、地域住民の生活に関する安心の確保に努める。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | <ul style="list-style-type: none">・相談窓口の開設日数の拡大（現在の週1日から2日へ拡大。平成23年度までに）・相談窓口の施設設備の改善（専用電話及びパソコンの設置） |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | ・相談窓口専用電話及びパソコンを設置することにより、相談員の活動を改善 |
| その他特記事項 | |

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-----|------|-----|
| 都道府県名 | 佐賀県 | 市町村名 | 大町町 |
|-------|-----|------|-----|

| | |
|-----------------|---|
| 計画期間 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 |
| 消費者行政活性化の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の強化を図るため、大町町、江北町、白石町と連携して、これら町内の住民を対象とした消費生活相談を強化する。 ・高齢者の悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する。 ・相談内容の充実を図るため、県で実施する消費者相談に関する研修に相談員を参加させるなど相談員のレベルアップを図る。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口開設日数の拡大（年間17日を年間34日に拡大） ・生涯学習事業の一環である高齢者学級事業と連携し高齢者の悪徳商法被害を防止するための啓発活動を強化する。 ・消費生活相談員の研修参加支援によりレベルアップを図る。 |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談に関する資格を有する者については、報酬を向上させる。 ・消費生活相談員の研修参加の支援を行う。 |
| その他特記事項 | |

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 都道府県名 | 佐 賀 県 | 市町村名 | 江 北 町 |
|-------|-------|------|-------|

| | |
|-----------------|---|
| 計画期間 | 平成 2 1 年 7 月 1 日 ~ 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 |
| 消費者行政活性化の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口の強化を図るため、江北町、大町町、白石町と連携して、これら町内の住民を対象とした消費生活相談を強化する ・ 相談内容の充実を図るため、県で実施する消費相談に関する研修に担当職員、相談員を参加させレベルアップを図る。 ・ 近年増加している高齢者の悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する。 ・ 以上の取組みを通じ、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活相談を受け止める体制を強化し、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口開設日数月 1 日を 2 日に拡大（平成 2 1 年度内） ・ 高齢者の悪徳商法被害を防止するための啓発強化（平成 2 2 年度内） ・ 県で実施する消費生活相談に関する研修に担当職員を参加させる。（平成 2 1 年度内） |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | なし |
| その他特記事項 | |

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-----|------|-----|
| 都道府県名 | 佐賀県 | 市町村名 | 白石町 |
|-------|-----|------|-----|

| | |
|-----------------|---|
| 計画期間 | 平成 21 年 8 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日 |
| 消費者行政活性化の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・他の市町の相談窓口との連携を強化する。 ・相談できる機会を増やすことで、受入態勢の拡大と相談者の早期の解決を図る。 ・本庁舎に来訪するのが困難な高齢者を対象とした出張相談を実施するなど、高齢者への消費生活相談を強化する。 ・啓発活動を強化し、新たな被害者の増加を未然に防ぐ。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在連携している江北町・大町町に加え、鹿島市・嬉野市・太良町の相談窓口との連携を構築し消費生活相談窓口の強化を図る。 ・現在消費生活相談会場には内線電話しかなく、直接外線電話がかかけられない仕様であるため、相談員に連絡が取りにくいという問題がある。住民及び相談員の便宜をはかるため、専用電話回線を導入したい。(平成 22 年度) ・相談窓口開設日数の拡大(月 2 回 週 1 回 平成 21 年度～23 年度中) ・町内の中学生や保護者に配布するパンフレット(携帯電話の扱いについて)の作成(平成 21 年度～23 年度) ・新成人に配布するパンフレットの作成(平成 21 年度～23 年度) ・出前講座で使用する資料(パンフレット)の作製(平成 21 年度～23 年度) ・出前講座で使用するプロジェクターおよび上映用スクリーンの購入(平成 21 年度) |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談員が県や国民生活センター主催の研修会に参加する際の旅費を支援する。 |
| その他特記事項 | |

市町村プログラム

| | | | |
|-------|-----|------|-----|
| 都道府県名 | 佐賀県 | 市町村名 | 太良町 |
|-------|-----|------|-----|

| | |
|-----------------|---|
| 計画期間 | 平成 21 年 8 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日 |
| 消費者行政活性化の方針 | 高齢化社会を迎える町民の安心・安全を確保するため、消費者生活における被害の未然防止と救済のための相談窓口体制・啓発の充実を図る。 |
| 計画期間中に取り組む施策、目標 | 身近な相談窓口となるよう現在の月 1 回の相談を週 1 日へ拡大し、また、相談時間も現在の 6 時間から 7 時間へ延長する。 近隣地区内の何処かで毎日(土、日、祝日を除く)相談が出来るよう隣接市町と協力し体制を整備する。 充実した相談が出来るようパソコンを配置しインターネットの環境を整える。 |
| 消費生活相談員の処遇改善の取組 | パソコン購入による就労環境の改善を行う。 |
| その他特記事項 | |